

抜 粋

①法第 48 条の 3 第 1 項

(喀痰吸引等業務の登録)

第 48 条の 3 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

②法附則第 20 条第 1 項

(特定行為業務の登録)

第 20 条 自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

③法第 48 条の 3 第 2 項

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事業所の名称及び所在地
3. 喀痰吸引等業務開始の予定年月日
4. その他厚生労働省令で定める事項*

* (登録の申請)

第 26 条の 2

- 2 法第 48 条の 3 第 2 項第 4 号の厚生労働省令で定める事項は、
法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等(以下「喀痰吸引等」という。)を行う介護福祉士の氏名とする。

④法附則第 20 条第 2 項

2 第 19 条及び第 20 条の規定は前項の登録を受けた者について、第 48 条の 3 第 2 項③、第 48 条の 4 から第 48 条の 8 まで及び第 48 条の 10 *の規定は前項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第 19 条中「指定試験機関」とあるのは「附則第 20 条第 1 項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。）」と、第 20 条第 1

項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第48条の4第3号中「第48条の7」とあるのは「第48条の7(附則第20条第2項において準用する場合を含む。)」と、第48条の5第1項第2号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第3号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第48条の6第1項中「登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第2項及び第3項並びに第48条の7中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。

* (欠格条項)

第48条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
2. この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
3. 第48条の7の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
4. 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第48条の5 都道府県知事は、第48条の3第2項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

1. 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
 2. 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
 3. 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。
- 2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

1. 登録年月日及び登録番号
2. 第48条の3第2項各号に掲げる事項
(変更等の届出)

第48条の6 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第48条

の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第48条の7 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

1. 第48条の4各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
2. 第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
3. 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
4. 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第48条の8 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

1. 登録をしたとき。
2. 第48条の6第1項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
3. 第48条の6第2項の規定による届出があつたとき。
4. 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

(厚生労働省令への委任)

第48条の10 第48条の3から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

⑤法第48条の4

(欠格条項)

第48条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
2. この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

3. 第 48 条の 7 の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者
4. 法人であって、その業務を行う役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があるもの

⑥法第 48 条の 5

(登録基準)

第 48 条の 5 都道府県知事は、第 48 条の 3 第 2 項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

1. 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。
 2. 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
 3. 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。
- 2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
1. 登録年月日及び登録番号
 2. 第 48 条の 3 第 2 項各号に掲げる事項

⑦法第 48 条の 6

(変更等の届出)

第 48 条の 6 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第 48 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第 4 号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

⑧法第 48 条の 8

(公示)

第 48 条の 8 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

1. 登録をしたとき。

2. 第 48 条の 6 第 1 項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。
3. 第 48 条の 6 第 2 項の規定による届出があつたとき。
4. 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

⑨法第 48 条の 9

(準用)

第 48 条の 9 第 19 条及び第 20 条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(報告)

第 19 条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第 20 条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。